

まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
市町村は、その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の的確な実施が図られるよう、この法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置

第一節 地域福利増進事業の実施の措置

第一款 地域福利増進事業の実施の準備

(特定所有者不明土地への立入り等)

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。)又は当該土地にある簡易建築物等の他の工作物に立ち入って測量又は調査を行ふ必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入れることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。(障害物の伐採等)

第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行ふに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物(以下「障害物」という。)の伐採又は除去(以下「伐採等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けることとする。(障害物の伐採等)

第八条 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書(国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。

第九条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、第六条又は第七条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用

第一節 裁定申請

第一項 地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、当該事業を実施する区

する者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を伐採等をしようとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等をしようとする日の三日前までに当該障害物の確認所有者に通知しなければならない。

第二節 地域福利増進事業の実施の措置

第一款 地域福利増進事業の実施の準備

(特定所有者不明土地への立入り等)

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地(特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。)又は当該土地にある簡易建築物等の他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入れることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。(障害物の伐採等)

第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行ふに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物(以下「障害物」という。)の伐採又は除去(以下「伐採等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事は、許可を与えるときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者(所有者で知れているもの)をいう。以下同じ。)に対し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

第十一条 地域福利増進事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、当該事業を実施する区

域(以下「事業区域」という。)内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利(以下「土地使用権等」という。)の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権(以下「土地使用権」という。)

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件(相当な努力が払われたと認められるものとのして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。)の所有権(次項第七号において「物件所有権」という。)又はその使用権(同項第八号において「物件使用権」という。)

三 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その旨を公告するとともに、当該障害物の伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。(証明書等の携帯)

第十二条 第八条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書(国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面)を携帯しなければならない。

第十三条 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。

第十四条 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十五条 第九条の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種別(第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。)

三 裁定申請をする理由

四 土地使用権の目的となる特定所有者不明土地(以下この款(次条第一項第二号を除く。)において単に「特定所有者不明土地」といいう。)の所在、地番、地目及び地積

五 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確認することができない事情

六 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確認することができない事情

七 土地使用権等の始期(物件所有権にあっては、その取得の時期。第十三条第二項第二号及び第二十四条において同じ。)

八 土地等使用権(土地使用権又は物件使用権をいう。以下同じ。)の存続期間

九 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用条件

二 事業区域内にある土地で特定所有者不明土地以外のもの及び当該土地にある物件に関する所有権その他の権利の取得に関する事項

三 事業区域の内に記載した事業計画書

四 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書

五 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類

六 土地等に關し所有権その他の権利を有する者をいう。以下この款において同じ。)が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳並びに当該補償金の支払の時期

七 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書

八 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類

九 前項第三号及び第四号の意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得

供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 5 第六章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定)

第四十七条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第四十八条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者に対し、情報の提供、相談その他援助を行うこと。

二 地域福利増進事業を実施すること又は地域福利増進事業に参加すること。

三 所有者不明土地(当該所有者不明土地に隣接する土地であつて、地目、地形その他の条件が類似しているものを含む。以下この号において同じ。)の所有者に対し、当該所有者不明土地の管理の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該所有者不明土地の適正な管理を図るために必要な援助を行うこと。

四 所有者不明土地の利用の円滑化又は管理の適正化を図るために必要な土地の取得、管理の又は譲渡を行うこと。

五 委託に基づき、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地の土地所有者等の探索を行うこと。

六 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制を図ること。

- 七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する調査研究を行うこと。
- 八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する監督等)

(普及啓発を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなければならない。

(推進法人による所有者不明土地対策計画の作成等の提案)

- 第十一条 推進法人は、その業務を行うために必要な事業又は事務を行うことを探査する必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、所有者不明土地対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る所有者不明土地対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき所有者不明土地対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした推進法人に通知しなければならない。この場合において、所有者不明土地対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき所有者不明土地対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした推進法人に通知しなければならない。この場合において、所有者不明土地対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなければならない。

(手数料)

- 第五十六条 都道府県は、第二十七條第一項又は第三十七條第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じて政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第五十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第五十八条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十九条 この法律に規定する国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請する専門的な知識を得得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

第六十条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十一条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十三条 都道府県知事は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を得得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

第六十四条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第六十五条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第六十六条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第六十七条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第六十八条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第六十九条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

第七十条 この法律の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは。

(職員の派遣の要請)

第五十三条 都道府県知事は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を得得させる必要があるときは、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

第五十四条 国土交通大臣は、前条各項の規定による要請があったときは、その所掌事務又は業務遂行に著しい支障のない限り、適任と認められる職員を派遣するよう努めるものとする。

第五十五条 地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地

第四項において準用する第三十六条第一項に規定する事務（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。）

第六十条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2
政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六十一条 第二十五条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条中不動産登記法第三百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定の日

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第二十七号）抄
第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。
（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

附則抄

附 則 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

（所有者不明土地に係る裁定に關する経過措置）

土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第二条第

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）第四十八条（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認定業務に関する法律第二十一条の二）を同法第二

いう。）第十条第一項、第二十七条第一項又は

この表定の用語が、一たん場合に付ければ、当該表定の
二種の所有者不用土地につき、其の前項の

「正本及び」を加える部分に限る。)に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第三十二条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三

日以後に所有者不明土地清定第一項^アに新
云第一項^イ第一項の規定による成定の日清定の

十九条、第四十二条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）、第五十六条及び第七十条の規定（市公所の日から起算して二年を超えない範囲内に限り、）

の列である。

い範囲において各規定に基づき政令で定めるとする経過措置

新法第十九条第一項の規定による裁定の申請が

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

当該裁定において定める事項及び当該裁定に係

第七十二条 この附則に定めるものにはかかる法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

明止他法第十條第一項又は新法第十九條第一項

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

裁定に係る補償金の供託については、なお従前

第二条の規定による第二回の定期会議の開催日（令和三年法律第二十四号）の施行の日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日